

○内閣府令第 号

事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、企業価値担保権に関する信託業務に関する内閣府令を次のように定める。

令和 年 月 日

内閣総理大臣 石破 茂

企業価値担保権に関する信託業務に関する内閣府令

目次

第一章	総則（第一条―第九条）
第二章	業務（第十条―第十二条）
第三章	事業報告書（第十三条）
第四章	監督（第十四条―第十九条）
第五章	指定紛争解決機関（第二十条―第二十四条）
第六章	雑則（第二十五条―第二十九条）

附則

第一章 総則

(定義)

第一条 この府令において、「会社」とは、事業性融資の推進等に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項に規定する会社をいう。

2 この府令（第十二条を除く。）において、「企業価値担保権信託会社」とは、法第六条第二項に規定する企業価値担保権信託会社をいう。

(訳文の添付)

第二条 法（第三章第三節に係る部分に限る。次条、第十四条第三項第三号、第二十八条及び第二十九条第一項において同じ。）又はこの府令の規定により、内閣総理大臣、金融庁長官、財務局長若しくは福岡財務支局長に提出し、又は委託者、受益者（信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合にあっては、当該信託管理人又は受益者代理人を含む。次条において同じ。）若しくは顧客に交付する書類で、特別の事情により日本語で記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならない。

（外国通貨の換算）

第三条 法又はこの府令の規定により作成し、内閣総理大臣、金融庁長官、財務局長若しくは福岡財務支局長に提出し、又は委託者、受益者若しくは顧客に交付する書類中、外国通貨により金額を表示するものがあるときは、当該金額を本邦通貨に換算をした金額及びその換算に用いた標準を付記しなければならない。ただし、これらを付記することが困難な場合は、この限りではない。

（みなし免許）

第四条 法第三十三条第二項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。第十三条第二項第一号において同じ。）及び外国銀行支店（同法第四十七条第二項に規定する外国銀行支店をいう。第六条及び第十三条第二項第一号において同じ。）

二 長期信用銀行（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行をいう。第十三条第二項第二号において同じ。）

三 株式会社商工組合中央金庫

- 四 農林中央金庫
- 五 信用協同組合
- 六 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会
- 七 信用金庫
- 八 信用金庫連合会
- 九 労働金庫
- 十 労働金庫連合会
- 十一 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合
- 十二 農業協同組合法第十条第二項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合連合会
- 十三 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合

十四 水産業協同組合法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会

十五 水産業協同組合法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う水産加工業協同組合

十六 水産業協同組合法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う水産加工業協同組合連合会

十七 保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。第十三条

第二項第十号において同じ。）及び外国保険会社等（同法第二条第七項に規定する外国保険会社等をい

う。同号において同じ。）

十八 信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第四項に規定する管理型信託会社及び同条第七項に規定する管理型外国信託会社

（みなし免許の届出）

第五条 法第三十三条第二項の規定による届出は、別紙様式第一号により作成した届出書を金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）に提出して行わなければならない。

（法第三十二条の免許を受けたものとみなされる者が会社以外の者である場合の読替え）

第六条 法第三十三条第二項の規定により法第三十二条の免許を受けたものとみなされる者が外国銀行支店

である場合における法第三十二条第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十六条	資本金の額（当該企業価値担保権信託会社が合名会社又は合資会社である場合にあっては、出資の総額）	銀行法第四十七条の二に規定する資本金に対応する資産
第四十四条第二項第二号	を代表する取締役若しくは執行役若しくは監査役又は業務を執行する社員	の日本における代表者
第四十七条	取締役若しくは執行役若しくは監査役若しくは業務を執行する社員	日本における代表者
第二百六十七条第一項	業務を執行する社員、取締役、執行役	日本における代表者

（免許の申請）

第七条 法第三十二条の免許を受けようとする者は、別紙様式第二号により作成した法第三十四条第一項の申請書及び同条第二項の規定による添付書類を、金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 法第三十四条第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 企業価値担保権に関する信託業務以外の業務を営む場合にあつては、当該業務の内容及び方法を記載した書面であつて、当該業務が企業価値担保権に関する信託業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがないことが明確となるよう記載されているもの

二 取締役（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し取締役と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び次号において同じ。）及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し執行役と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。次号において同じ。）、持分会社にあつては業務を執行する社員）の履歴書及び住民票の抄本（これらの者が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、出入国管理及

び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本。以下この項及び別表第一において同じ。）又はこれに代わる書面

三 取締役、執行役、監査役及び業務を執行する社員の旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を当該取締役、執行役、監査役及び業務を執行する社員の氏名に併せて別紙様式第二号により作成した法第三十四条第一項の申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該取締役、執行役、監査役及び業務を執行する社員の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

四 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面）及び住民票の抄本（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

五 会計参与の旧氏及び名を当該会計参与の氏名に併せて別紙様式第二号により作成した法第三十四条第

一項の申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該会計参与の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

六 別紙様式第三号により作成した株主又は社員の名簿

七 企業価値担保権に関する信託業務が定款の事業目的に定められていない場合にあつては、当該業務のその事業目的への追加に係る株主総会の議事録（会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面。以下同じ。）その他必要な手続があつたことを証する書面

八 企業価値担保権に関する信託業務を的確に遂行することができる知識又は経験を有する者の確保の状況並びに当該者の配置の状況を記載した書面

九 その他法第三十五条の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

（免許の審査）

第八条 内閣総理大臣は、法第三十二条の免許の申請に係る法第三十五条第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一 法第三十六条の資本金の額又は出資の総額が千万円以上であること。

二 経営体制、業務運営体制及び業務管理体制に照らし、次に掲げる状況にある等十分な業務遂行能力を備えていると認められること。

イ 企業価値担保権に関する信託業務を的確に遂行することができる知識又は経験を有する者が確保されていること。

ロ 経営者が、その経歴及び能力等に照らして、企業価値担保権に関する信託業務を公正かつ的確に遂行することができる十分な資質を有していること。

ハ 第十二条において準用する信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）第四十条第一項各号のいずれにも適合すること。

三 企業価値担保権に関する信託業務以外の業務を営む場合にあっては、法第三十五条第一項第四号に該当するか否かを判断するにあたって、第十条第三項各号に掲げる基準に適合すると認められること。

（届出の手続）

第九条 企業価値担保権信託会社は、法第三十八条の規定による届出をするときは、別表第一上欄に掲げる

区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を金融庁長官等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、同欄に定める添付書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

2 企業価値担保権專業信託会社（法第四十四条第五項に規定する企業価値担保権專業信託会社をいう。以下同じ。）以外の企業価値担保権信託会社は、法第三十四条第一項各号に掲げる事項に係る変更について、銀行法その他の法律の規定に基づく行政官庁の認可その他の処分を受け、又は行政官庁への届出を行ったとき（認可その他の処分を受け、又は届出をすることを要しないときを含む。）は、法第三十八条の規定による届出をしたものとみなす。

第二章 業務

（兼業の承認の申請）

第十条 企業価値担保権信託会社（法第三十九条第一項各号に定める業務又は同項に規定する政令で定める業務を営む企業価値担保権信託会社を除く。第四項において同じ。）は、同条第二項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を金融庁長官等に提出しなければならない。

一 兼業業務（法第三十九条第一項の規定により営む業務以外の業務をいう。以下この条において同じ。

）の種類

二 兼業業務の開始予定年月日

2 法第三十九条第三項に規定する営む業務の内容及び方法を記載した書類は、兼業業務が企業価値担保権に関する信託業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがないことが明確となるよう記載しなければならない。

3 金融庁長官等は、第一項の承認の申請があつたときは、兼業業務が次に掲げるところにより営まれることが見込まれ、企業価値担保権に関する信託業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがないかどうかを審査しなければならない。

一 兼業業務（貸付債権に関する業務を除く。）を行う部門と企業価値担保権に関する信託業務を営む部門が明確に分離されていること。

二 兼業業務を的確に遂行するための体制が整備されていること。

三 兼業業務の運営に関する法令遵守の体制が整備されていること。

四 兼業業務の運営に関する内部監査及び内部検査の体制が整備されていること。

4 企業価値担保権信託会社は、法第三十九条第四項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を金融庁長官等に提出しなければならない。

一 兼業業務の内容又は方法の変更の内容

二 変更予定年月日

5 前項の申請書には次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 理由書

二 変更後の兼業業務に係る業務の内容及び方法を記載した書面

三 兼業業務に係る業務の内容及び方法を記載した書面の新旧対照表

6 金融庁長官等は、第四項の承認の申請があったときは、変更後の兼業業務が第三項各号に掲げるところにより営まれることが見込まれ、企業価値担保権に関する信託業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがないかどうかを審査しなければならない。

（令第四条に規定するその他内閣府令で定める業務）

第十一条 事業性融資の推進等に関する法律施行令（令和 年政令第 号。第二十八条第一項において「令」という。）第四条に規定する内閣府令で定める業務は、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十八条に規定する労働金庫の業務とする。

（信託業法施行規則の準用）

第十二条 信託業法施行規則第二十九条、第二十九条の二、第三十条（第二号を除く。）、第三十条の六、第三十二条、第三十四条（第一項第三号から第六号まで、第四項第三号及び第四号並びに第八項を除く。）、第三十五条、第三十九条（第三項から第五項まで及び第六項第二号を除く。）、第四十条（第二項第三号、第三項、第八項及び第十項から第十四項までを除く。）、第四十一条（第二項ただし書、第三号及び第六号から第八号まで、第三項第二号イからハまで並びに第七項第一号の二から第五号まで及び第七号から第十号までを除く。）及び第四十一条の八の規定は、法第四十条第一項に規定する企業価値担保権信託会社が企業価値担保権に関する信託業務を営む場合について準用する。この場合において、同令第二十九条中「法第二十二条第三項第三号」とあるのは「事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第四十条第一項において準用する法（以下「準用法」という。）第二十二條第三項第三号」と、

第二十九条の二第一項中「法第二十三条の二第一項第二号」とあるのは「準用法第二十三条の二第一項第二号」と、同項第一号イ中「手続対象信託業務関連苦情（法第二条第十二項に規定する手続対象信託業務関連苦情）」とあるのは「特定信託業務関連苦情（事業性融資の推進等に関する法律第五十五条第四項に規定する特定信託業務関連苦情）」と、同号ロ及びハ並びに同項第二号及び第三号中「手続対象信託業務関連苦情」とあるのは「特定信託業務関連苦情」と、同項第四号中「令第十八条の三各号」とあるのは「事業性融資の推進等に関する法律施行令（令和 年政令第 号）第八条各号」と、「手続対象信託業務関連苦情」とあるのは「特定信託業務関連苦情」と、同項第五号中「手続対象信託業務関連苦情」とあるのは「特定信託業務関連苦情」と、「法第八十五条の二第一項第一号」とあるのは「事業性融資の推進等に関する法律第五十五条第一項第一号」と、同条第二項中「法第二十三条の二第一項第二号」とあるのは「準用法第二十三条の二第一項第二号」と、同項第一号中「手続対象信託業務関連苦情（法第二条第十三項に規定する手続対象信託業務関連苦情）」とあるのは「特定信託業務関連苦情（事業性融資の推進等に関する法律第五十五条第四項に規定する特定信託業務関連苦情）」と、同項第二号、第三号及び第五号中「手続対象信託業務関連苦情」とあるのは「特定信託業務関連苦情」と、同項第四号中「令第十八条の三各号

「とあるのは「事業性融資の推進等に関する法律施行令第八条各号」と、「手続対象信託業務関連紛争」とあるのは「特定信託業務関連紛争」と、同条第三項中「手続対象信託業務関連苦情」とあるのは「特定信託業務関連苦情」と、「手続対象信託業務関連紛争」とあるのは「特定信託業務関連紛争」と、同項第一号中「法又は」とあるのは「事業性融資の推進等に関する法律又は」と、同項第二号中「法第八十五条の二十四第一項」とあるのは「事業性融資の推進等に関する法律第五十七条において準用する法第八十五条の二十四第一項」と、「法第八十五条の二第一項」とあるのは「事業性融資の推進等に関する法律第十五条第一項」と、「令第十八条の三各号」とあるのは「事業性融資の推進等に関する法律施行令第八条各号」と、同項第三号イ中「又は法」とあるのは「又は事業性融資の推進等に関する法律」と、同号ロ中「法第八十五条の二十四第一項」とあるのは「事業性融資の推進等に関する法律第五十七条において準用する法第八十五条の二十四第一項」と、「法第八十五条の二第一項」とあるのは「事業性融資の推進等に関する法律第五十五条第一項」と、「令第十八条の三各号」とあるのは「事業性融資の推進等に関する法律施行令第八条各号」と、第三十条中「法第二十四条第一項第五号」とあるのは「準用法第二十四条第一項第五号」と、同条第一号中「信託契約」とあるのは「企業価値担保権信託契約（事業性融資の推進等に

関する法律第六条第三項に規定する企業価値担保権信託契約をいう。第三十二条第一項第一号において同じ。）」と、第三十条の六第一項中「準用金融商品取引法第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）及び第三十四条の四第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）及び法第二十九条第二項」とあるのは「準用法第二十九条第二項」と、同項第一号イ中「方法（準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、同項に規定する事項の提供を行う信託会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）」とあり、及び同号ロ中「方法（準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、信託会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）」とあるのは「方法」と、第三十二条第一項中「法第二十六条第一項の」とあるのは「準用法第二十六条第一項の」と、同項第一号中「信託契約」とあるのは「企業価値担保権信託契約」と、「法第二十六条第一項各号」とあるのは「準用法第二十六条第一項各号」と、第三十四条第一項中「法第二十六条第一項第四号」とあるのは「準用法第二十六条第一項第四号」と

、同項第一号中「種類及び価額又は数量」とあるのは「種類」と、同項第二号中「信託財産の権利の移転に関する事項（信託財産」とあるのは「信託財産」と、「事項を含む。」とあるのは「事項」と、同条第二項中「法第二十六条第一項第六号」とあるのは「準用法第二十六条第一項第六号」と、同項第一号中「信託財産の管理又は処分により取得する財産の種類」とあるのは「事業性融資の推進等に関する法律第二十條第二項の同意に関する事項」と、同項第二号中「信託財産である金銭を固有財産又は他の信託財産である金銭と合同運用する場合は、その旨及び当該信託財産と固有財産又は他の信託財産との間の損益の分配に係る基準」とあるのは「事業性融資の推進等に関する法律第六十一条に規定する受託会社の義務に関する事項」と、同条第三項中「法第二十六条第一項第八号」とあるのは「準用法第二十六条第一項第八号」と、「法第二十九条第二項各号」とあるのは「準用法第二十九条第二項各号」と、同条第四項中「法第二十六条第一項第九号」とあるのは「準用法第二十六条第一項第九号」と、同項第一号中「不特定又は未存在の受益者がいる場合は、その範囲、資格その他受益者となる者を確定するために必要な」とあるのは「特定被担保債権（事業性融資の推進等に関する法律第六条第四項に規定する特定被担保債権をいう。第七項において同じ。）及び同条第五項に規定する不特定被担保債権の内容並びに企業価値担保権の設定

時における同条第六項に規定する特定被担保債権者の氏名又は商号若しくは名称その他の当該特定被担保債権者の属性（当該特定被担保債権者が同法第二条第三項各号に掲げる者であるかどうかの別をいう。）に関する」と、同条第五項中「法第二十六条第一項第十号」とあるのは「準用法第二十六条第一項第十号」と、「次に掲げる」とあるのは「事業性融資の推進等に関する法律第六十二条第一項に規定する受託会社の義務に関する」と、同条第六項中「法第二十六条第一項第十一号」とあるのは「準用法第二十六条第一項第十一号」と、同条第七項中「法第二十六条第一項第十六号」とあるのは「準用法第二十六条第一項第十六号」と、「第三十条の二十三第一項第二号から第六号まで」とあるのは「第三十条の二十三第一項第五号、第六号」と、「（電子決済手段の信託にあつては、同項第十三号ホに掲げる事項を含む。）」とあるのは「並びに事業性融資の推進等に関する法律第二十八条の規定による特定被担保債権の元本確定請求の手續に関する事項」と、第三十五条中「法第二十六条第二項」とあるのは「準用法第二十六条第二項」と、第三十九条第一項中「（当該信託会社から法第二十二條第三項各号に掲げる業務を除く信託業務の委託を受けた者を含む。）は、管理場所」とあるのは「は、管理場所」と、「ならない」とあるのは「ならない」。ただし、当該信託財産のうち事業性融資の推進等に関する法律第八条第二項第一号ハに規定する

不特定被担保債権留保額の金銭については、同法第六条第七項に規定する不特定被担保債権者を一の受益者とみなして、他の受益者と区別できる状態で管理することと足りる」と、同条第二項中「法第二十二條第一項」とあるのは「準用法第二十二條第一項」と、同条第六項中「第一号及び第二号」とあるのは「第一号」と、同項第三号中「法第二十二條第三項各号」とあるのは「準用法第二十二條第三項各号」と、第四十條第一項中「法第二十二條第三項各号」とあるのは「準用法第二十二條第三項各号」と、同条第四項中「信託会社は」とあるのは「事業性融資の推進等に関する法律第四十條第一項に規定する企業価値担保権信託会社は」と、第四十一條第一項中「法第二十九條第一項第三号」とあるのは「準用法第二十九條第一項第三号」と、同条第二項中「法第二十九條第一項第四号」とあるのは「準用法第二十九條第一項第四号」と、同条第三項中「法第二十九條第二項」とあるのは「準用法第二十九條第二項」と、同項第一号中「令第十四條第一項各号」とあるのは「事業性融資の推進等に関する法律施行令第六條第二項において準用する令第十四條第一項各号」と、同項第四号中「令第二十條第二項」とあるのは「事業性融資の推進等に関する法律施行令第二十二條第一項」と、「財務局長」とあるのは「財務局長又は福岡財務支局長」と、同条第四項中「法第二十九條第三項」とあるのは「準用法第二十九條第三項」と、同条第六項中「法第

二十九条第三項」とあるのは「準用法第二十九条第三項」と、同項第二号及び第十号中「法第二十二條第三項各号」とあるのは「準用法第二十二條第三項各号」と、同條第七項中「法第二十九条第三項ただし書」とあるのは「準用法第二十九条第三項ただし書」と、同項第一号中「受益者が適格機関投資家等であつて、書面、当該信託会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は第三十條の六第一項第二号に掲げる方法により受益者（受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該受益者代理人を含む。以下この号において同じ。）からあらかじめ第四項に規定する情報の提供を要しない旨の承諾を得、かつ、当該受益者からの個別の取引に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている」とあるのは「当該受益者が当該企業価値担保権信託会社である」と、同項第六号中「第三項第二号イ及びロ」とあるのは「第三項第二号ニ」と、第四十一條の八中「法第二十九条の三」とあるのは「準用法第二十九条の三」と読み替えるものとする。

第三章 事業報告書

第十三條 企業価値担保権專業信託会社は、四月一日から翌年三月三十一日までの期間ごとに、別紙様式第四号により事業報告書を作成し、当該期間經過後三月以内に金融庁長官等に提出しなければならない。

2 企業価値担保権專業信託会社以外の企業価値担保権信託会社は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間に係る事業報告書を別紙様式第四号（当該企業価値担保権信託会社が法第三十三条第一項の規定により法第三十二条の免許を受けたものとみなされた者である場合にあつては1(8)①、②及び④の部分に限り、当該企業価値担保権信託会社が法第三十三条第二項の規定により法第三十二条の免許を受けたものとみなされた者である場合にあつては1(8)の部分に限る。）により作成し、当該期間経過後三月以内に金融庁長官等に提出しなければならない。この場合において、銀行法、信託業法又はその他の特別の法律の規定により提出すべき報告書があるときは、当該報告書に当該事業報告書を添付して、金融庁長官等に提出するものとする。ただし、法第三十三条第一項の規定により法第三十二条の免許を受けたものとみなされる者が企業価値担保権に関する信託業務を営まない場合にあつては、当該事業報告書を添付することを要しない。

一 銀行又は外国銀行支店である企業価値担保権信託会社 銀行法第十七条又は第四十七条の四に規定する期間

二 長期信用銀行である企業価値担保権信託会社 長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第十

七条に規定する期間

三 株式会社商工組合中央金庫である企業価値担保権信託会社 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第四十一条に規定する期間

四 農林中央金庫である企業価値担保権信託会社 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第七十条に規定する期間

五 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第二条第一項に規定する信用協同組合等である企業価値担保権信託会社 同法第五条に規定する期間

六 信用金庫又は信用金庫連合会である企業価値担保権信託会社 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十五条に規定する期間

七 労働金庫又は労働金庫連合会である企業価値担保権信託会社 労働金庫法第五十九条に規定する期間

八 農業協同組合法第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合又は農業協同組合連合会である企業価値担保権信託会社 同法第二十八条第一項の規定により、その定款に事業年度として記載し、又は記録した期間

九 水産業協同組合法第十一条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合、同法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会、同法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う水産加工業協同組合又は同法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う水産加工業協同組合連合会である企業価値担保権信託会社 同法第三十二条第一項（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項又は第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、その定款に事業年度として記載し、又は記録した期間

十 保険会社又は外国保険会社等である企業価値担保権信託会社 保険業法第百九条（同法第百九十九条において準用する場合を含む。）に規定する期間

十一 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第十三条に規定する担保付社債専業信託会社である企業価値担保権信託会社 担保付社債信託法施行規則（平成十九年内閣府令第四十八号）第二十四条条本文に規定する期間

十二 信託業法第二条第二項に規定する信託会社である企業価値担保権信託会社 同法第三十二条に規定する期間

十三 信託業法第二条第六項に規定する外国信託会社である企業価値担保権信託会社 四月一日から翌年

三月三十一日までの期間

第四章 監督

(届出事項)

第十四条 法第四十四条第一項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第三十六条の資本金の額又は出資の総額が千万円を下回った場合

二 合名会社又は合資会社である企業価値担保権信託会社の出資の払込金額が五百万円に達した場合

三 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てが行われた事実を知った場合

四 定款を変更した場合

五 不祥事件が発生したことを知った場合

六 企業価値担保権に関する信託業務に関する訴訟若しくは調停の当事者となった場合又は当該訴訟若し

くは調停が終結した場合

2 法第四十四条第一項の規定による届出を行う企業価値担保権信託会社は、別表第二上欄に掲げる区分に

より、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を金融庁長官等に提出しなければならぬ。

3 第一項第五号の不祥事件とは、企業価値担保権信託会社の役職員（役職員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）又は企業価値担保権に関する信託業務の委託先が当該企業価値担保権信託会社に係る業務を遂行するに際して次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一 詐欺、横領、背任その他の犯罪行為

二 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）に違反する行為

三 法又はこれに基づく命令に違反する行為

四 信託財産たる現金の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。以下この号において同じ。）のうち、企業価値担保権信託会社の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、業務の管理上重大な紛失と認められるもの

五 海外で発生した前各号に掲げる行為又はこれに準ずるもので、発生地 of 監督当局に報告したもの

六 その他企業価値担保権信託会社の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれのある行為であつて前各号に掲げる行為に準ずるもの

4 第九条第二項の規定は、企業価値担保権専門信託会社以外の企業価値担保権信託会社が法第四十四条第一項各号のいずれかに該当することとなつた場合における同項の規定による届出について準用する。

（廃業等の届出）

第十五条 法第四十四条第二項の規定により届出を行う者は、別表第三上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を、金融庁長官等（企業価値担保権信託会社が、合併により会社を設立し、企業価値担保権信託会社以外の会社と合併し、又は会社分割により企業価値担保権信託会社以外の会社に企業価値担保権に関する信託業務の全部の承継をさせることにより、その地位を当該企業価値担保権信託会社以外の会社に承継させる場合にあつては、当該会社の本店の所在地を管轄する財務局長又は福岡財務支局長を含む。）に提出しなければならない。

2 第九条第二項の規定は、企業価値担保権専門信託会社以外の企業価値担保権信託会社が法第四十四条第二項各号のいずれかに該当することとなつた場合における同項の規定による届出について準用する。

（廃業等の公告等）

第十六条 法第四十四条第三項の規定による公告は、官報若しくは時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法又は電子公告（会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。以下同じ。）によつてしなければならない。この場合において、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法によりする企業価値担保権信託会社は、次に掲げる場合を除き、同項の規定による揭示の内容を当該企業価値担保権信託会社のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

一 その常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

二 そのウェブサイトがない場合

2 法第四十四条第三項の規定による公告は、次に掲げる事項についてしなければならない。

一 企業価値担保権に関する信託業務の廃止、合併（当該企業価値担保権信託会社が合併により消滅するものに限る。）、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散、会社分割による企業価値担保権に関する信託業務の全部若しくは一部の承継又は企業価値担保権に関する信託業務の全部若しくは一部の譲渡をしようとする年月日

二 引受けを行つた信託関係の処理の方法

3 企業価値担保権專業信託会社以外の企業価値担保権信託会社は、法第四十四条第三項に規定する場合に、銀行法その他の法律の規定に基づき、公告をし、又は全ての営業所若しくは事務所その他の施設の公衆の目につきやすい場所に掲示したとき（公告及び掲示をすることを要しないときを含む。）は、同項の規定による公告及び掲示をしたものとみなす。この場合において、同条第四項の規定は、適用しない。

4 法第四十四条第四項に規定する届出は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

一 公告の内容

二 公告の方法

三 公告年月日

5 法第四十四条第三項の規定による公告を電子公告によってする場合には、第二項第一号に定める年月日までの間、継続して電子公告による公告をしなければならない。

（監督処分公告）

第十七条 法第四十九条の規定による監督上の処分の公告は、官報によるものとする。

（清算人の任免の申立て）

第十八条 法第五十一条及び第五十二条の規定により清算人の選任又は解任の申立てを行う株主、社員その他の利害関係人は、当該申立てを行うときは、利害関係を有する事実及び清算人の選任又は解任を必要とする事由を記載した書面を添付し、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

（企業価値担保権專業信託会社の清算人の職務等）

第十九条 企業価値担保権專業信託会社の清算人（以下この条において「清算人」という。）は、就職後、遅滞なく、会社財産の現況を調査し、財産目録及び貸借対照表（次項において「財産目録等」という。）を作成しなければならない。

2 清算人は、前項の規定により財産目録等を作成したときは、当該財産目録等を金融庁長官に提出しなければならない。

3 清算人は、毎月、清算の状況を金融庁長官に報告しなければならない。ただし、重要な事項については、その都度、遅滞なく、金融庁長官に報告しなければならない。

4 清算人は、清算が終了したときは、遅滞なく、決算報告書を添付して、その旨を金融庁長官に届け出な

ければならない。

第五章 指定紛争解決機関

（心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者）

第二十条 法第五十五条第一項第四号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため紛争解決等業務（同項に規定する紛争解決等業務をいう。第二十三条において同じ。）に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（割合の算定）

第二十一条 法第五十五条第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程（同項第七号に規定する業務規程をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面（次条において「意見書」という。

）を提出して手続実施基本契約（法第五十五条第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下この条において同じ。）の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（法第五十七条において準用する信託業法（以下この条において「準用信託業法」という。）第八十五条の七第二項各号に掲げる事項

を除く。）その他の業務規程の内容（準用信託業法第八十五条の七第三項の規定によりその内容とするものでなければならないこととされる事項並びに準用信託業法第八十五条の七第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた企業価値担保権信託会社の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日（二以上の日にわたって交付し、又は送付した場合には、最も遅い日）に金融庁長官により公表されている企業価値担保権信託会社（次条において「全ての企業価値担保権信託会社」という。）の数で除して行うものとする。

（企業価値担保権信託会社に対する意見聴取等）

第二十二条 法第五十五条第一項の申請をしようとする者は、同条第二項の規定により、企業価値担保権信託会社に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。

一 説明会を開催する日時及び場所は、全ての企業価値担保権信託会社の参集の便を考慮して定めること

。

二 当該申請をしようとする者は、全ての企業価値担保権信託会社に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（第四項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

イ 当該申請をしようとする者の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先

ロ 説明会の開催年月日時及び場所

ハ 企業価値担保権信託会社は当該申請をしようとする者に対し説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最後の説明会の開催日）から一定の期間内に意見書を提出しなければならない

旨

三 前号ハの一定の期間が、二週間を下らないものであること。

2 法第五十五条第二項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項の全てを記載しなければならない。

- 一 全ての説明会の開催年月日時及び場所
- 二 全ての企業価値担保権信託会社の説明会への出席の有無
- 三 全ての企業価値担保権信託会社の意見書の提出の有無
- 四 提出を受けた意見書における異議の記載の有無
- 五 提出を受けた意見書に法第五十五条第一項第八号に規定する異議に該当しない異議の記載がある場合には、その旨及び同号に規定する異議に該当しないと判断した理由
- 3 前項の書類には、企業価値担保権信託会社から提出を受けた全ての意見書を添付するものとする。
- 4 業務規程等の交付若しくは送付又は意見書の提出については、当該業務規程等又は意見書が電磁的記録（法第九条第四項に規定する電磁的記録をいう。第二号において同じ。）で作成されている場合には、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるものをもって行うことができる。
- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
- イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じ

て送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

5 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができ、るものでなければならない。

6 第四項の「電子情報処理組織」とは、送信者の使用に係る電子計算機と、受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（業務規程で定めるべき事項）

第二十三条 法第五十六条第一項第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 紛争解決等業務を行う時間及び休日に関する事項

二 営業所又は事務所の名称及び所在地並びにその営業所又は事務所が紛争解決等業務を行う区域に関する事項

三 紛争解決等業務を行う職員の監督体制に関する事項

四 法第五十五条第一項に規定する苦情処理手続又は同項に規定する紛争解決手続の業務を委託する場合
には、その委託に関する事項

五 その他紛争解決等業務に関し必要な事項

（信託業法施行規則の準用）

第二十四条 信託業法施行規則第五章の二（第八十条の二から第八十条の三まで及び第八十条の六を除く。

）の規定は、法第五十五条第一項第八号に規定する指定紛争解決機関について準用する。この場合において、同令第八十条の四中「法第八十五条の三第一項」とあるのは「事業性融資の推進等に関する法律第五十七条において準用する法（以下「準用法」という。）第八十五条の三第一項」と、「業務規程等」とあるのは「業務規程等（企業価値担保権に関する信託業務に関する内閣府令第二十二条第一項第二号に規定する業務規程等をいう。次条第二項において同じ。）」と、「送付した日」とあるのは「送付した日（二

以上の日にわたって交付し、又は送付した場合には、最も遅い日」と、第八十条の五第一項中「法第十五条の三第二項第五号」とあるのは「準用法第八十五条の三第二項第五号」と、同項第一号及び第二号中「法第八十五条の二第一項」とあるのは「事業性融資の推進等に関する法律第五十五条第一項」と、同条第二項中「法第八十五条の三第二項第六号」とあるのは「準用法第八十五条の三第二項第六号」と、同項第一号中「第八十条の三第一項第二号」とあるのは「企業価値担保権に関する信託業務に関する内閣府令第二十二條第一項第二号」と、「信託会社等」とあるのは「企業価値担保権信託会社（事業性融資の推進等に関する法律第六条第二項に規定する企業価値担保権信託会社をいう。以下同じ。）」（同令第二十一条に規定する全ての企業価値担保権信託会社をいう。次号において同じ。）」と、同項第二号及び第三号、第八十条の十四第一項第三号並びに同条第二項第七号中「信託会社等」とあるのは「企業価値担保権信託会社」と、第八十条の五第三項中「法第八十五条の三第二項第七号」とあるのは「準用法第八十五条の三第二項第七号」と、同項第三号の二中「法第八十五条の三第一項」とあるのは「準用法第八十五条の三第一項」と、同項第四号中「法第八十五条の二第一項第四号ロ」とあるのは「事業性融資の推進等に関する法律第五十五条第一項第四号ロ」と、同項第六号中「法第八十五条の四第一項」とあるのは「準用法第

八十五条の四第一項」と、「紛争解決等業務」とあるのは「紛争解決等業務（事業性融資の推進等に関する法律第五十五条第一項に規定する紛争解決等業務をいう。以下同じ。）」と、同項第七号中「法第八十五条の九」とあるのは「準用法第八十五条の九」と、第八十条の七中「法第八十五条の七第二項第十一号」とあるのは「準用法第八十五条の七第二項第十一号」と、「指定紛争解決機関」とあるのは「指定紛争解決機関（事業性融資の推進等に関する法律第五十五条第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。以下同じ。）」と、「加入信託会社等（法第八十五条の五第二項に規定する加入信託会社等）」とあるのは「加入企業価値担保権信託会社（準用法第八十五条の五第二項に規定する加入企業価値担保権信託会社」と、「紛争解決手続」とあるのは「紛争解決手続（事業性融資の推進等に関する法律第五十五条第一項に規定する紛争解決手続をいう。第八十条の十二第二項及び第八十条の十三において同じ。）」と、「当該加入信託会社等」とあるのは「当該加入企業価値担保権信託会社」と、第八十条の八及び第八十条の九中「法第八十五条の七第四項第三号」とあるのは「準用法第八十五条の七第四項第三号」と、第八十条の十第一項中「法第八十五条の十一」とあるのは「準用法第八十五条の十一」と、「苦情処理手続に」とあるのは「苦情処理手続（事業性融資の推進等に関する法律第五十五条第一項に規定する苦情処理手続をい

う。以下この条において同じ。」に」と、同項第一号中「加入信託会社等」とあるのは「加入企業価値担保権信託会社」と、「手続対象信託業務関連苦情（法第二条第十二項に規定する手続対象信託業務関連苦情）」とあるのは「特定信託業務関連苦情（事業性融資の推進等に関する法律第五十五条第四項に規定する特定信託業務関連苦情）」と、同項第二号及び第八十条の十四第二項第九号中「加入信託会社等」とあるのは「加入企業価値担保権信託会社」と、第八十条の十一第一項中「法第八十五条の十三第三項」とあるのは「準用法第八十五条の十三第三項」と、「法第八十五条の五第二項」とあるのは「準用法第八十五条の五第二項」と、同項第四号中「手続対象信託業務関連紛争（法第二条第十三項に規定する手続対象信託業務関連紛争）」とあるのは「特定信託業務関連紛争（事業性融資の推進等に関する法律第五十五条第四項に規定する特定信託業務関連紛争）」と、同条第二項中「法第八十五条の十三第三項第三号」とあるのは「準用法第八十五条の十三第三項第三号」と、同条第三項中「法第八十五条の十三第三項第五号」とあるのは「準用法第八十五条の十三第三項第五号」と、同項第三号中「手続対象信託業務関連苦情」とあるのは「特定信託業務関連苦情」と、第八十条の十二第一項中「法第八十五条の十三第八項」とあるのは「準用法第八十五条の十三第八項」と、「手続対象信託業務関連紛争」とあるのは「特定信託業務関連紛争」と、

「加入信託会社等」とあるのは「加入企業価値担保権信託会社」と、同条第二項中「法第八十五条の第十三第八項第三号」とあるのは「準用法第八十五条の第十三第八項第三号」と、同項第一号中「法第八十五条の第十三第九項」とあるのは「準用法第八十五条の第十三第九項」と、「手続対象信託業務関連紛争」とあるのは「特定信託業務関連紛争」と、同項第二号から第四号までの規定中「手続対象信託業務関連紛争」とあるのは「特定信託業務関連紛争」と、第八十条の第十三第二項中「法第八十五条の第十三第九項第六号」とあるのは「準用法第八十五条の第十三第九項第六号」と、同項第二号中「法第八十五条の七第六項」とあるのは「準用法第八十五条の七第六項」と、第八十条の第十四第一項中「法第八十五条の十九の」とあるのは「準用法第八十五条の十九の」と、同項第一号中「法第八十五条の十九第一号」とあるのは「準用法第八十五条の十九第一号」と、「手続実施基本契約」とあるのは「手続実施基本契約（事業性融資の推進等に関する法律第五十五条第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。第三号及び次項第七号において同じ。）」と、「信託会社等」とあるのは「企業価値担保権信託会社」と、同条第二項中「法第八十五条の十九第二号」とあるのは「準用法第八十五条の十九第二号」と、同項第六号中「法第八十五条の三第一項」とあるのは「準用法第八十五条の三第一項」と、第八十条の十五第一項中「法第八十五条の二十第一項

」とあるのは「準用法第八十五条の二十第一項」と、「別紙様式第二十三号」とあるのは「企業価値担保権に関する信託業務に関する内閣府令別紙様式第五号」と読み替えるものとする。

第六章 雑則

（信託事務の承継の届出）

第二十五条 法第六十八条第一項に規定する前受託会社及び同項に規定する新受託会社は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官等に届け出るものとする。ただし、担保付社債信託法施行規則第十九条の規定により金融庁長官等に届け出るときは、この限りでない。

一 法第六十八条第一項の規定により信託事務の承継契約を締結したとき。

二 信託法（平成十八年法律第百八号）第五十七条第二項の規定により受託会社が辞任したとき（前号に掲げるときを除く。）。

三 信託法第五十八条第一項及び第四項の規定により受託会社が解任されたとき。

四 信託事務の承継がされたとき。

五 信託事務の承継が完了したとき。

（信託業法等の適用除外）

第二十六条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号。以下この条において「兼営法」という。）第一条第一項の認可を受けた金融機関（同項に規定する金融機関をいう。）又は信託業法第三条若しくは第五十三条第一項の免許を受けた者が、次に掲げる業務の種類及び方法書又は業務方法書（以下この項において「業務方法書等」という。）の変更をして企業価値担保権に関する信託業務を営もうとするときは、変更後の業務方法書等を添えて、企業価値担保権に関する信託業務を営む旨を金融庁長官等に届け出ることができる。この場合において、兼営法第三条及び信託業法第十三条第一項（同法第六十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定は適用しない。

- 一 引受けを行う信託財産の種類に企業価値担保権のみを追加する変更及びこれに伴う必要な変更
- 二 引受けを行う信託財産の種類以外の変更であつて、企業価値担保権に関する信託業務を営むに当たつて必要な変更

（予備審査等）

第二十七条 法第三十二条の規定による免許を受けようとするときは、当該免許の申請をする際に内閣総理

大臣に提出すべき書類に準じた書類を金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出して予備審査を求めることができる。

- 2 法第三十二条の規定による免許の申請をする際に申請書に添付すべき書類について、前項の規定による予備審査の際に提出した書類と内容に変更がない場合には、申請書にその旨を記載して、当該書類の添付を省略することができる。

（經由官庁）

- 第二十八条 法第三十二条の免許を受けようとする者又は企業価値担保権信託会社（令第二十二條第一項に規定する指定企業価値担保権信託会社を除く。）は、法又はこの府令の規定により金融庁長官に書類を提出するとき（金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出するときを含む。）は、当該企業価値担保権信託会社の本店等（令第二十二條第一項に規定する本店等をいう。次項において同じ。）の所在地を管轄する財務局長又は福岡財務支局長を経由して提出しなければならない。

- 2 企業価値担保権信託会社が法又はこの府令に規定する書類を財務局長又は福岡財務支局長に提出しようとする場合において、当該企業価値担保権信託会社の本店等の所在地が財務事務所、小樽出張所又は北見

出張所の管轄区域内にあるときは、当該企業価値担保権信託会社は、当該書類を当該財務事務所長又は出張所長を経由して提出しなければならない。

（標準処理期間）

第二十九条 内閣総理大臣、金融庁長官又は財務局長若しくは福岡財務支局長は、法又はこの府令の規定による免許、承認又は指定（以下この項において「免許等」という。）に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到達した日から一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、次に掲げる免許等に関する申請に対する処分は、二月以内にするよう努めるものとする。

一 法第三十二条の免許

三 法第五十五条第一項の規定による指定

2 前項の期間には、次の各号に掲げる期間を含まないものとする。

- 一 当該申請を補正するために要する期間
- 二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間
- 三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

附 則

この府令は、法の施行の日から施行する。

別表第一（第九条第一項関係）

届出事項	記載事項	添付書類
商号の変更	一 新商号 二 旧商号 三 変更年月日	一 変更後の定款 二 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面
資本金の額又は 出資の総額の変 更	一 変更前の資本金の額 又は出資の総額 二 変更後の資本金の額 又は出資の総額 三 変更年月日 四 変更の方法	会社の登記事項証明書

取締役、執行役、 会計参与、監 査役又は業務を 執行する社員の 変更	一 変更があつた取締役 、執行役、会計参与、 監査役又は業務を執行 する社員の氏名又は名 称	一 会社の登記事項証明書 二 就任する取締役、執行役、会計参与、監査役又は 業務を執行する社員に係る次に掲げる書面 イ 履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会 計参与の沿革を記載した書面） ロ 住民票の抄本（会計参与が法人であるときは、 当該会計参与の登記事項証明書）又はこれに代わ る書面 ハ 取締役、執行役、会計参与、監査役又は業務を 執行する社員の旧氏及び名を当該取締役、執行役 、会計参与、監査役又は業務を執行する社員の氏 名に併せて届出書に記載した場合において、ロに 掲げる書面が当該取締役、執行役、会計参与、監
--	--	---

	企業価値担保権 に関する信託業 務以外に営む業 務の種類の変更	営業所の設置 一 設置した営業所の名 称 二 所在地 三 営業開始年月日	本店その他の営 業所の所在地の
	一 開始又は廃止した業 務の種類 二 開始又は廃止年月日	一 設置した営業所の名 称 二 所在地 三 営業開始年月日	一 名称及び変更前の所 在地
査役又は業務を執行する社員の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面	一 理由書 二 業務を開始する場合にあつては、当該業務の内容及び方法を記載した書面（法第三十九条第三項の規定により当該書面を添付する場合を除く。）	一 設置した営業所の組織及び人員配置を記載した書面 二 営業所の設置による純資産額の変動を記載した書面	所在地の変更による純資産額の変動を記載した書面

別表第二（第十四条第二項関係）

変更	営業所の名称の変更	営業所の廃止
二 変更後の所在地 三 変更年月日	一 変更前の名称及び所在地 二 変更後の名称 三 変更年月日	一 廃止した営業所の名称及び所在地 二 廃止年月日
		当該営業所における信託関係の処理の方法を記載した書面
届出事項	記載事項	添付書類
破産手続開始、再生手続開始又	破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の	一 理由書 二 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の

は更生手続開始 の申立てを行っ たとき	
申立てを行った年月日	合併をしたとき 一 合併の相手方の商号 二 合併年月日 三 合併の方法
申立てに係る書面の写し 三 最近の日計表	一 理由書 二 企業価値担保権信託会社以外の者と合併した場合 にあつては、次に掲げる書類 イ 合併契約の内容を記載した書面 ロ 合併の当事者の登記事項証明書 ハ 合併の当事者の株主総会の議事録その他必要な 手続があつたことを証する書面 ニ 会社法第七百八十四条の二、第七百九十六条の 二又は第八百五条の二の規定による請求をした株 主があるときは、当該請求に係る手続の経過を記

載した書面

ホ 会社法第七百八十九条第二項（第三号を除き、同法第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは第七百九十九条第二項又は第八百十條第二項（第三号を除き、同法第八百十三條第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による公告及び催告（同法第七百八十九条第三項（同法第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは第七百九十九条第三項又は第八百十條第三項（同法第八百十三條第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又

は電子公告によってした場合にあつては、これらの方法による公告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

へ 合併により消滅する会社又は株式の併合をする会社が株券発行会社である場合には、会社法第二百十九条第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面

ト 合併により消滅する会社が新株予約権を発行し

	会社分割（吸収分割）により企業価値担保権に関する信託業務の一部の承継を
	一 承継先の商号 二 吸収分割年月日 三 承継させた企業価値担保権に関する信託業務の内容
ている場合には、会社法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面 チ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第十五条第二項の規定による届出が必要な場合にあつては、当該届出をしたことを証明する書類	一 理由書 二 次に掲げる書類 イ 吸収分割契約の内容を記載した書面 ロ 吸収分割の当事者の登記事項証明書 ハ 吸収分割の当事者の株主総会の議事録その他必

させたとき

要な手続があつたことを証する書面

二 会社法第七百八十四条の二又は第七百九十六条の二の規定による請求をした株主があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面

ホ 会社法第七百八十九条第二項又は第七百九十九条第二項の規定による公告及び催告（同法第七百八十九条第三項又は第七百九十九条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告（同法第七百八十九条第三項の規定により各別の催告をすることを要しない場合以外の場合にあつては、当該公告及び催告）をしたこと並びに異議を述べた債

権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該吸収分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

へ 株券発行会社が株式の併合をする場合には、会社法第二百十九条第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面

ト 会社分割をする会社が新株予約権を発行している場合であつて、会社法第七百五十八条第五号に規定するときは、同法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に

	企業価値担保権に関する信託業務の一部の譲渡をしたとき
	一 譲渡先の商号 二 譲渡年月日 三 譲渡した企業価値担保権に関する信託業務の内容
規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面 チ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十五条の二第三項の規定による届出が必要な場合にあつては、当該届出をしたことを証明する書類	一 理由書 二 次に掲げる書類 イ 譲渡契約の内容を記載した書面 ロ 事業譲渡の当事者の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。） ハ 事業譲渡の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

	法第三十六条の 資本金の額又は 出資の総額が千 万円を下回った 場合	合名会社又は合 資会社である企 業価値担保権信 託会社の出資の 払込金額が五百
	資本金の額又は出資の総 額が千万円を下回ること となった年月日	出資の払込金額が五百万 円に達した年月日
二 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法 律第十六条第二項の規定による届出が必要な場合 にあつては、当該届出をしたことを証明する書類	一 理由書 二 会社の登記事項証明書	出資の払込金額が五百万円に達したことを証する書面

万円に達した場合	破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てが行われた事実を知った場合	定款を変更した場合
	一 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てが行われた年月日 二 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行った者の名称又は商号	一 変更の内容 二 変更年月日
	一 申立ての理由を記載した書面 二 最近の日計表	一 理由書 二 株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

	不祥事件が発生したことを知った場合	訴訟又は調停の当事者となった場合
一 不祥事件の概要 二 不祥事件を惹起した者の氏名及び役職名	一 訴訟当事者（原告及び被告）又は調停当事者の住所及び氏名又は名称 二 訴訟提起（被提起）年月日又は調停申立（被申立）年月日 三 管轄裁判所名 四 事件の内容	
三 変更後の定款の写し		

別表第三（第十五条第一項関係）

訴訟又は調停が 終結した場合	一 訴訟当事者（原告及び被告）又は調停当事者の住所及び氏名又は名称 二 終結の日 三 判決又は和解の内容	
届出事項 企業価値担保権に関する信託業務を廃止したとき	記載事項 廃止年月日	添付書類 一 理由書 二 株主総会の議事録 三 引受けを行った信託関係の処理の方法を記載した書面

会社分割により 企業価値担保権 に関する信託業 務の全部の承継 をさせたとき	一 承継先の商号 二 会社分割年月日 三 設立会社（承継会社 が企業価値担保権信託 会社以外の会社である 場合にあつては、当該 会社）に係る法第三十 四条第一項に規定する 事項	一 理由書 二 次に掲げる書類 イ 新設分割計画又は吸収分割契約の内容を記載し た書面 ロ 会社分割の当事者の登記事項証明書 ハ 会社分割の当事者の株主総会の議事録その他必 要な手続があつたことを証する書面 ニ 会社法第七百八十四条の二、第七百九十六条の 二又は第八百五条の二の規定による請求をした株 主があるときは、当該請求に係る手続の経過を記 載した書面 ホ 会社法第七百八十九条第二項若しくは第七百九 十九条第二項又は第八百十条第二項の規定による
---	---	---

公告及び催告（同法第七百八十九条第三項若しくは第七百九十九条第三項又は第八百十條第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告（同法第七百八十九条第三項又は第八百十條第三項の規定により各別の催告をすることを要しない場合以外の場合にあつては、当該公告及び催告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該会社分割をしても当該債権者を害するおそれがない

ことを証する書面

へ 株券発行会社が株式の併合をする場合には、会社法第二百十九条第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面

ト 会社分割をする会社が新株予約権を発行している場合であつて、会社法第七百五十八条第五号又は第七百六十三条第一項第十号に規定するときは、同法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面

チ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十五条の二第二項又は第三項の規定による届

合併により消滅		企業価値担保権に関する信託業務の全部の譲渡をしたとき	
一 合併の相手方の商号	一 譲渡先の商号 二 譲渡年月日		
一 理由書	出が必要な場合にあつては、当該届出をしたことを証明する書類 一 理由書 二 次に掲げる書類 イ 譲渡契約の内容を記載した書面 ロ 事業譲渡の当事者の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。） ハ 事業譲渡の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面 ニ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十六条第二項の規定による届出が必要な場合にあっては、当該届出をしたことを証明する書類		

したとき		二 次に掲げる書類
二 合併年月日	四 合併により株式会社を設立する又は企業価値担保権信託会社以外の会社と合併する場合にあつては、当該会社に係る法第三十四条第一項に規定する事項	二 次に掲げる書類 イ 合併契約の内容を記載した書面 ロ 合併の当事者の登記事項証明書 ハ 合併の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面 ニ 会社法第七百八十四条の二、第七百九十六条の二又は第八百五条の二の規定による請求をした株主があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面 ホ 会社法第七百八十九条第二項若しくは第七百九十九条第二項又は第八百十条第二項の規定による公告及び催告（同法第七百八十九条第三項若しくは第七百九十九条第三項又は第八百十条第三項の
三 合併の方法		
四 合併により株式会社		
を設立する又は企業価値担保権信託会社以外		
の会社と合併する場合		
にあつては、当該会社		
に係る法第三十四条第		
一項に規定する事項		

規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

へ 合併により消滅する会社又は株式の併合をする会社が株券発行会社である場合には、会社法第二百十九条第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を

破産手続開始の決定により解散したとき	
一 破産手続開始の申立てを行った年月日 二 破産手続開始の決定を受けた年月日	
一 裁判所が破産管財人を選定したことを証する書面 二 引受けを行った信託関係の処理の方法を記載した書面	発行していないことを証する書面 ト 合併により消滅する会社が新株予約権を発行している場合には、会社法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面 チ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十五条第二項の規定による届出が必要な場合にあっては、当該届出をしたことを証明する書類

合併及び破産手 続開始の決定以 外の理由により 解散したとき	解散年月日	一 理由書 二 清算人に係る会社の登記事項証明書 三 引受けを行った信託関係の処理の方法を記載した 書面
---	-------	---

		年	月	日
金融庁長官（財務（支）局長） 殿				
		届出者（郵便番号 ）		
		所在地		
		電話番号（ ） —		
		商号又は名称		
		代表者の氏名		
企業価値担保権に関する信託業務の開始届出書				
年 月 日より、企業価値担保権に関する信託業務を営むため、事業性融				
資の推進等に関する法律第 33 条第 2 項の規定に基づき、その旨を届け出ます。				

（記載上の注意）

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」欄に括弧書きで併せて記載することができる。

		年	月	日
内閣総理大臣 殿				
申請者（郵便番号 ）				
所在地				
電話番号（ ） —				
商号				
代表者の氏名				
免許申請書				
事業性融資の推進等に関する法律第34条第1項の規定に基づき免許を申請します。				
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。				

（記載上の注意）

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

（第2面）

（ふりがな） 1. 商 号	
2. 資本金の額 （合名会社 又は合資会 社にあって は、出資の 総額）	別添1のとおり
3. 取締役及び 監査役（監 査等委員会 設置会社に あっては取 締役、指名 委員会等設 置会社にあ っては取締 役及び執行 役、持分会 社にあって	別添2のとおり

は業務を執行する社員)の氏名	
4. 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称	別添2-2のとおり
5. 企業価値担保権に関する信託業務以外の業務を営むときは、その業務の種類	別添3のとおり
6. 本店その他の営業所の名称及び所在地	別添4のとおり

(注意事項)

商号を変更した場合には、第9条による届出書に、本様式により作成した書面(2部)を添付すること。

(別添1:資本金の額)

(第3面)

商号

資本金の額又は出資の総額	年月日
千円	年 月 日現在

(注意事項)

資本金の額又は出資の総額を変更した場合には、第9条による届出書に、本様式により作成した書面(2部)を添付すること。

(別添2:取締役及び監査役(監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役、持分会社にあつては業務を執行する社員)の氏名)

(第4面)

商号

(年 月 日現在)

(ふりがな) 氏名	役職名
--------------	-----

--	--

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

(注意事項)

取締役又は監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役又は執行役、持分会社にあつては業務を執行する社員）に変更があつた場合には、第9条による届出書に、本様式により作成した変更後の全ての取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては全ての取締役、指名委員会等設置会社にあつては全ての取締役及び執行役、持分会社にあつては全ての業務を執行する社員）の氏名及び役職名を記載した書面（2部）を添付すること。

(別添2-2：会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称)

(第4-2面)

商号

(年 月 日現在)

(ふりがな) 氏名又は名称	役職名

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は名称」欄に括弧書で併せて記載することができる。

(注意事項)

会計参与に変更があつた場合には、第9条による届出書に、本様式により作成した変更後の全ての会計参与の氏名又は名称及び役職名を記載した書面（2部）を添付すること。

(別添3：他に営む業務の種類)

(第5面)

商号

(年 月 日現在)

他に営む業務の種類

(記載上の注意)

企業価値担保権に関する信託業務以外の業務を営むときは、その業務の種類を「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、障害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる細分類により記載すること。

(注意事項)

他に営む業務の種類に変更があった場合には、第 9 条による届出書に、本様式により作成した変更後の他に営む全ての業務の種類を記載した書面（2 部）を添付すること。

(別添 4：本店その他の営業所の名称及び所在地) (第 6 面)

商号 (年 月 日現在)

名称	所在地
	電話番号 () —

(記載上の注意)

所在地欄には電話番号も併せて記載すること。

(注意事項)

本店その他の営業所に変更があった場合には、第 9 条による届出書に、本様式により作成した変更後の全ての営業所の名称及び所在地を記載した書面（2 部）を添付すること。

登録免許税領収書貼付欄 (第 7 面)

株主又は社員の名簿

氏名、商号又は名称	住所又は所在地	割合
その他（ 名）		%
計 名		100.00%

（記載上の注意）

1. 株式会社にあつては、当期末現在における上位10位までの株主及びその他の株主について記載すること。なお、「割合」の欄には、その株式の保有数及び総株主の議決権に占める当該株式の保有数に係る議決権の数の割合を、小数点以下第3位以下を切り捨て、小数点以下第2位まで記載すること。
持分会社にあつては、当期末現在における全ての社員について記載すること。なお、「割合」の欄は、記載することを要しない。
2. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名、商号又は名称」欄に括弧書で併せて記載することができる。

年度事業報告書

年
年

月
月

日から
日まで

年 月 日提出

商号又は名称
所在地
代表者の役職氏名

（記載上の注意）
法第33条第 2 項の届出書又は法第34条第 1 項の申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の役職氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

1 業務の状況

- (1) 当期の業務概要
- (2) 企業価値担保権に関する信託業務以外に営んでいる業務の種類
- (3) 株主総会決議事項の要旨
- (4) 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

	役員		使用人	計
		うち非常勤		
総数	名	名	名	名

② 役員の状況

役職名	氏名又は名称

(5) 営業所の状況

名称	所在地	役員及び使用人名
計 店		計 名

(6) 株主又は社員の状況

氏名又は名称	住所又は所在地	割合
		%
その他 (名)		
計 名		100.00%

(7) 親法人等及び子法人等の状況

商号又は名称	所在地	主要な事業の内容	関係内容

(記載上の注意)

法第34条第1項の申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、(4)②の「氏名又は名称」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

(8) 業務の状況

① 引受けの状況

企業価値担保権の信託の引受け件数		件
①うち、特定被担保債権者が1者であるもの（本事業報告書の提出者が当該特定被担保債権者であるものに限る。）		件
②うち、特定被担保債権者が1者であるもの（①に該当するものを除く。）		件
③うち、特定被担保債権者が2以上であるもの		件
a. うち、特定被担保債権者に本事業報告書の提出者が含まれるもの		件
b. うち、特定被担保債権者に本事業報告書の提出者が含まれないもの		件

② 実行手続の状況

実行手続の申立て件数	件
手続中の実行手続の件数	件

③ 信託財産の分別管理

番号	資産の区分	管理の方法
1	企業価値担保権	
2	実行手続において受けた配当の額に相当する資産	

④ 委託者への説明の実施体制

--

2 経理の状況

(1) 貸借対照表

年 月 日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	千円	(負 債 の 部)	千円
流 動 資 産		流 動 負 債	
現 金 預 け		短 期 借 入	金
現 預		前 受	金
有 価 証		前 受 収	益 金
短 期 貸 付		未 払	金 用
前 払		未 払 費	等
前 払 費		未 払 法 人 税	債 金
未 収 入		繰 延 税 金 負	当 金
未 収 収		賞 与 引	債 計
繰 延 税 金 資		そ の 他 の 流 動 負	債 計
そ の 他 の 流 動 資		固 定 負 債	
貸 倒 引 当	△	長 期 借 入	金
流 動 資 産 計		繰 延 税 金 負	債 金
固 定 資 産		退 職 給 付 引 当	金
有 形 固 定 資		役 員 退 職 慰 労 引 当	金
建 具 備		負 の の れ ん	
土		そ の 他 の 固 定 負	債 計
・ ・ ・ ・ ・		固 定 負 債 計	
無 形 固 定 資		引 当 金	
ソ フ ト ウ ェ		・ ・ ・ ・ ・	
の れ ん		引 当 金 計	
・ ・ ・ ・ ・		負 債 合 計	
投 資		(純 資 産 の 部)	
投 資 有 価 証		株 主 資 本	金
投 資 有 価 証		資 本	金
出 資 株		新 株 式 申 込 証 拠	金
長 期 貸 付		資 本 剰 余	金
長 期 前 払 費		資 本 準 備	金
前 払 年 金 費		そ の 他 資 本 剰 余	金
繰 延 税 金 資		利 益 剰 余	金
そ の 他 の 投 資		利 益 準 備	金
貸 倒 引 当	△	そ の 他 利 益 剰 余	金
固 定 資 産 計		× × × 積 立	金
繰 延 資 産		自 己 株 式	△
創 立		自 己 株 式 申 込 証 拠	金
・ ・ ・ ・ ・		評 価 ・ 換 算 差 額 等	
繰 延 資 産 計		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	
		金	
		繰 越 ヘ ッ ジ 損 益	
		土 地 再 評 価 差 額	金
		株 式 引 受 権	
		新 株 予 約 権	
資 産 合 計		純 資 産 合 計	
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	

(2) 損益計算書

〔 年 月 日から
 年 月 日まで 〕

[illegible]

経 常 利 益 （ 又 は 経 常 損 失 ）			×	×	×			
特 別 損 益 の 部	特 別 利 益							
	臨 時 利 益	×	×	×				
	・	×	×	×				
	・							
	・							
	・							
	・							
	特 別 利 益 計				×	×	×	
特 別 損 失 部	特 別 損 失							
	有 価 証 券 評 価 減	×	×	×				
	臨 時 損 失	×	×	×				
	・	×	×	×				
	・							
	・							
	・							
	特 別 損 失 計					×	×	×
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）					×	×	×	
法 人 税 等					×	×	×	
法 人 税 等 調 整 額					×	×	×	
当 期 純 利 益 （ 又 は 当 期 純 損 失 ）					×	×	×	

(4) 附属明細表

① 有価証券明細表
(株式)

銘柄	株式数	貸借対照表計上額
	千株	千円
計		

(債券)

銘柄	券面総額	貸借対照表計上額
	千円	千円
計		

(その他)

種類及び銘柄	投資口数等	貸借対照表計上額
	千口	千円
計		

② 有形固定資産等明細表

資産の種類	前期末 残高	当期増 加額	当期減 少額	当期末 残高	減価償 却累計 額又は 償却累 計額	当期償 却額	差引当 期末残 高
有形固定資産	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
有形固定資産計							
無形固定資産							
無形固定資産計							
長期前払費用							
繰延資産							
繰延資産計							

③ 社債明細表

銘柄	発行年月日	当期末残高	利率	担保	償還期限
		千円	%		
計					

④ 借入金等明細表

区分	当期末残高	平均利率	返済期限
短期借入金	千円	%	
1年以内に返済予定の長期借入金			
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）			
その他の有利子負債			
計			

⑤ 引当金明細表

区分	前期末残高	当期増加額	当期減少額 （目的使用）	当期減少額 （その他）	当期末残高
	千円	千円	千円	千円	千円

(記載上の注意)

1 業務の状況

(1) 当期の業務概要

当期における営業活動に関する概況、営業成績の概況その他営業成績に影響を及ぼした重要事項の概要を記載すること。

(2) 企業価値担保権に関する信託業務以外に営んでいる業務の種類

当期末現在において営んでいる企業価値担保権に関する信託業務以外の業務の種類を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

(3) 株主総会決議事項の要旨

当期に係る定時及び臨時株主総会の開催年月日及び決議事項の要旨を簡潔に記載すること。

(4) 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

当期末現在における役員及び使用人について記載すること。なお、役員等に法人が含まれる場合には「○名、○社」と区別して記載すること。

② 役員の状況

当期末現在における取締役、執行役、会計参与及び監査役又は業務を執行する社員について記載すること。

(5) 営業所の状況

当期末現在における本店を含むすべての営業所について記載すること。なお、当期中において、営業所の設置若しくは廃止があった場合又は営業所の名称若しくは所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること。

(6) 株主又は社員の状況

株式会社にあつては、当期末現在における上位10位までの株主及びその他の株主について記載すること。なお、「割合」の欄には、その株式の保有数及び総株主の議決権に占める当該株式の保有数に係る議決権の数の割合を、小数点以下第3位以下を切り捨て、小数点以下第2位まで記載すること。

持分会社にあつては、当期末現在における全ての社員について記載すること。なお、「割合」の欄は、記載することを要しない。

(7) 親法人等及び子法人等の状況

① 当期末現在における親法人等（事業性融資の推進等に関する法律施行令第6条第1項において準用する信託業法施行令第12条の2第1項第3号に規定する親法人等をいう。）及び子法人等（同項第2号に規定する子法人等をいう。）を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

② 関係内容欄には、親法人等又は子法人等の別並びに資本関係又は人的関係の別及びその内容を記載すること。

(8) 業務の状況

当期における業務の状況について記載すること。

なお、①引受けの状況については当期に新たに引き受けた件数を記載すること。また、特定被担保債権が、株式会社証券保管振替機構が行う社債等振替業（株式会社証券保管振替機構が制定する「社債等に関する業務規程」第1条に規定されている社債等振替業をいう。）の対象となる社債である場合には、特定被担保債権者が2以上のものとみなして件数を計上すること。

④委託者への説明の実施体制については企業価値担保権の信託の引受けを行うときにあらかじめ行うこととされている法第40条第1項において準用する信託業法第25条の規定による委託者への説明が適切に行われることを確保するための体制について記載すること。

2 経理の状況

(1) 一般的事項

貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。また、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

(2) 注記事項

会社計算規則第98条に掲げる次の事項について、同規則第100条から第116条まで（第105

条及び第112条ただし書を除く。)の規定に従い注記すること。なお、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書における特定の項目又は科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

- ① 継続企業の前提に関する事項
- ② 重要な会計方針に係る事項
- ③ 貸借対照表等に関する事項
- ④ 損益計算書に関する事項
- ⑤ 株主資本等変動計算書に関する事項
- ⑥ 税効果会計に関する事項
- ⑦ リースに関する事項
- ⑧ 関連当事者との取引に関する事項
- ⑨ 一株当たり情報に関する事項
- ⑩ 重要な後発事象に関する事項
- ⑪ 連結配当規制適用会社に関する事項
- ⑫ その他の注記

(3) 貸借対照表

- ① 貸倒引当金
流動資産又は投資等に対する控除項目として、一括して記載すること。
- ② 有形固定資産、無形固定資産及び繰延資産
当該資産を示す名称を付した科目をもって記載すること。
- ③ 引当金
当該引当金又は準備金を示す名称を付した科目をもって記載すること。
- ④ 任意積立金
「×××積立金」の欄には、当該積立金の設定目的を示す名称を付した科目をもって記載すること。

(4) 損益計算書

特別利益及び特別損失については、当該利益又は当該損失を示す名称を付した科目をもって記載すること。

(5) 株主資本等変動計算書

- ① 株主資本の変動事由及び金額の記載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
- ② 株主資本以外の項目について、当期変動額を、変動事由ごとに記載することができる。この場合には、変動事由及び金額の記載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
- ③ その他資本準備金、その他利益準備金、及び評価・換算差額等は、上記の科目以外の適当な名称を付した科目に細分し、記載することができる。
- ④ その他利益剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当期首残高、当期変動額及び当期末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- ⑤ 合計欄の記載は省略することができる。
- ⑥ 遡及適用、修正再表示又は当事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。

(6) 附属明細表

- ① 有価証券明細表
 - イ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条の7（第4項を除く。）の規定に準じた注記を付すこと。
 - ロ 銘柄別による有価証券の貸借対照表計上額が純資産の額の1%以下である場合には、当該有価証券に関する記載を省略することができる。ただし、株式については、純資産の額の1%を超える銘柄が10銘柄を下回るときは、貸借対照表計上額が多い順に上位10銘柄について記載すること。
 - ハ 記載を省略した株式については、銘柄の総数及び貸借対照表計上額を記載し、記載を省略した債券については、国債、地方債等到大別して、銘柄の総数及び貸借対照表

計上額を記載し、その他のものについては、受益証券、出資証券等到大別して銘柄の総数及び貸借対照表計上額を記載すること。

ニ 「その他」の欄には、有価証券の種類に区分して記載すること。

② 有形固定資産等明細表

イ 科目ごとに記載し、「前期末残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によって記載すること。

ロ 当期末残高から減価償却累計額又は償却累計額を控除した残高を、「差引当期末残高」の欄に記載すること。

③ 社債明細表

イ 発行している社債（当期中に償還済みとなったものを含む。）について記載すること。

ロ 「担保」の欄には、担保付社債又は無担保社債の別を記載すること。

ハ 外国において発行したものについては、金額を記載すべき欄には外貨建による金額を付記すること。

ニ 当期末残高のうち1年以内に償還が予定されるものがある場合には、「当期末残高」の欄にその金額を内書（括弧書）として記載すること。

ホ 貸借対照日後5年以内における1年ごとの償還予定額の総額を注記すること。

④ 借入金等明細表

イ 短期借入金、長期借入金及び金利の負担を伴うその他の負債（社債を除く。ニにおいて「その他の有利子負債」という。）について記載すること。

ロ 「その他の有利子負債」の欄には、その種類ごとにその内容を示したうえで記載すること。

ハ 「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。

ニ 長期借入金及びその他の有利子負債（1年以内に返済予定のものを除く。）については、貸借対照日後5年以内における1年ごとの返済予定額の総額を注記すること。

⑤ 引当金明細表

イ 前期末及び当期末貸借対照表に計上されている引当金（退職給付引当金を除く。）又は準備金について、各引当金又は準備金の設定目的ごとの科目の区別により記載すること。

ロ 「当期減少額」の欄のうち「目的使用」の欄には、各引当金又は準備金の設定目的である支出又は事実の発生があったことによる取崩額を記載すること。

ハ 「当期減少額」の欄のうち「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少の理由を注記すること。

（日本産業規格A4）

年 月 日提出

業務に関する報告書

第 期

（ 年 月 日から
年 月 日まで ）

金融庁長官 殿

提出者 （郵便番号 ）

所在地

電話番号（ ） —

商号又は名称

代表者又は管理人の役職氏名

目次

- 1 紛争解決等業務の概要
 - 2 紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称、所在地並びに当該業務を行う日及び時間
 - 3 組織に関する事項
 - 4 紛争解決委員及び役職員の増減
 - 5 役員の氏名等
 - 6 他の事業の種類及び内容
 - 7 役員の兼職状況
 - 8 主要議決権所有者並びに親法人及び子法人の氏名等
 - 9 意思決定機関の状況
 - 10 加入企業価値担保権信託会社等の状況
 - 11 紛争解決等業務の状況
 - (1) 苦情処理手続の実施状況
 - (2) 紛争解決手続の実施状況
 - (3) 紛争解決等業務の料金等の総額（当期の状況）
 - (4) 紛争解決等業務に関する苦情の件数及び内訳（当期の状況）
 - 12 他の指定紛争解決機関その他の者との連携の状況
 - 13 その他特記事項
- （記載上の注意）

- 1 事業性融資の推進等に関する法律第57条の規定において準用する信託業法（以下「準用法」という。）第85条の3第1項の指定申請書又は準用法第85条の18第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者又は管理人の役職氏名」

欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

2 この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。

1 紛争解決等業務の概要

--

2 紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称、所在地並びに当該業務を行う日及び時間

名称 (設置年月日)	所在地	業務を行う 日及び時間
(年 月 日)	郵便番号 ー 電話番号 () ー 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 ー 電話番号 () ー 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 ー 電話番号 () ー 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 ー 電話番号 () ー 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 ー 電話番号 () ー 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 ー 電話番号 () ー 電子メールアドレス	
計 営業所 事務所		

3 組織に関する事項

--

4 紛争解決委員及び役職員の増減

(単位：人)

区分	前期末	当期末	増減
紛争解決委員			
役員			
(うち非常勤役員)	()	()	()
職員			
その他			
合計			

(記載上の注意)

- 1 「役員」とは、法人にあっては役員、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては代表者又は管理人をいう。
- 2 「職員」は、紛争解決等業務に従事する職員をいう。
- 3 「その他」欄には、一時的又は臨時に雇用している従業員について記載すること。

5 役員の氏名等

[illegible]

(記載上の注意)

- 1 準用法第85条の3第1項の指定申請書又は準用法第85条の18第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名又は商号若しくは名称」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
- 2 役員が外国人である場合は、「住所」については、国籍及び日本における居住地を記載すること。
- 3 「略歴」欄には、職歴を簡潔に記載すること。
- 4 代表権を有する者については、備考欄にその旨を記載すること。

6 他の事業の種類及び内容

--

(記載上の注意)

- 1 「他の事業」とは、紛争解決等業務以外の業務を行う事業をいう。
- 2 「事業の種類」は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。

7 役員の兼職状況

(フリガナ)	役員を使用する者の氏名及び住所又は役員を役員若しくは使用人とする法人の商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在地(役員が他の事業を営んでいるときはその旨)	事業の種類又は法人の業務の種類
役員の氏名又は商号若しくは名称		

(記載上の注意)

- 1 準用法第85条の3第1項の指定申請書又は準用法第85条の18第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「役員の氏名又は商号若しくは名称」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
- 2 欄中の「法人」には、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。
- 3 「他の事業」とは、紛争解決等業務以外の業務を行う事業をいう。
- 4 「事業の種類」及び「業務の種類」は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。

8 主要議決権所有者並びに親法人及び子法人の氏名等

(フリガナ) 氏名又は商号 若しくは名称	住所又は主たる営業所 若しくは事務所の所在地	議決権 の割合	主要議決権所 有者並びに親 法人及び子法 人の別	議決権が株式 である場合は 株式の数
				株
				株
				株
				株
				株
				株
				株
				株

(記載上の注意)

「主要議決権所有者」とは、指定紛争解決機関の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権を保有している株主、社員、会員、組合員又は出資者をいい、「親法人」とは第24条において準用する信託業法施行規則第80条の14第2項第2号の親法人、「子法人」とは同号の子法人をいう。

9 意思決定機関の状況

--

(記載上の注意)

株主総会、社員総会等の意思決定機関の会議（紛争解決等業務に関する事項が取り扱われたものに限る。）について、会議の種類、開催の年月日及び決議した事項その他会議に関する重要な事項を記載すること。

10 加入企業価値担保権信託会社等の状況

(1) 企業価値担保権信託会社

番号	商号	本店の所在地	加入年月日

(2) 企業価値担保権信託会社以外の加入者

番号	氏名又は商号 若しくは名称	住所又は主たる営業所 若しくは事務所の所在地	主要な事業の内容	加入年月日

(記載上の注意)

記載基準日は事業年度の末日とする。

11 紛争解決等業務の状況

(1) 苦情処理手続の実施状況

ア 苦情処理手続の受付件数（当期の状況）

（単位：件）

受付事件内訳					
新受	前期の未済	既済		未済	
		当期の新受分	前期の未済分	当期の新受分	前期の未済分

（記載上の注意）

「新受」には、当期に受け付けた苦情処理手続の件数をすべて計上すること。

イ 苦情処理手続の類型別の内訳件数（当期の既済事件）

（単位：件）

類型	当事者の別			
	顧客が法人	顧客が個人	その他	計
計				

類型	終了事由の別								
	不開始	解決	移行	不応諾	不調	その他	小計	移送	計
計									

（記載上の注意）

- 「類型」には、苦情処理手続を実施した特定信託業務関連苦情の種類をそれぞれ記載すること。
- 「移行」とは、紛争解決手続への移行をいう。

ウ 苦情処理手続（不応諾及び移送を除く。）の所要期間等（当期の既済事件）

（単位：件）

所要期間	件数
1 月未満	
1 月以上－3 月未満	
3 月以上－6 月未満	

（単位：件）

手続実施方法	件数
面談	
電話	
電子メール	

6 月以上	
計	

ファクシミリ	
文書の送付	
その他	

(2) 紛争解決手続の実施状況

ア 紛争解決手続の受付件数（当期の状況）

（単位：件）

受付事件内訳					
新受	前期の未済	既済		未済	
		当期の新受分	前期の未済分	当期の新受分	前期の未済分

（記載上の注意）

「新受」には、当期に受け付けた紛争解決手続の件数をすべて計上すること。

イ 紛争解決手続の類型別の内訳件数（当期の既済事件）

（単位：件）

類型	請求の価額の別							計
	60万円以下	60万円超 －140万 円以下	140万円 超－300 万円以下	300万円 超－1000 万円以下	1000万円 超－1億 円以下	1億円超	算定不 能又は 不明	
計								

類型	当事者の別			代理人（法定代理人を除く。）の別			
	顧客が法人	顧客が個人	計	双方代理人	一方代理人	代理人なし	計
計							

類型	終了事由の別							
	成立	見込み なし	双方の 離脱	一方の 離脱	その他	小計	不応諾	移送

計									

ウ 紛争解決手続の類型別の紛争解決委員を選任した人数（当期の既済事件）
（単位：人）

類型	紛争解決委員の別							
								計
計								

（記載上の注意）

- 1 「類型」には、紛争解決手続を実施した特定信託業務関連紛争の種類をそれぞれ記載すること。
- 2 紛争解決委員の職業ごとに整理した上、各類型ごとの件数を記載すること。
- 3 複数の紛争解決委員を選任した場合には、その職業ごとに記載すること。

エ 紛争解決手続（不応諾及び移送を除く。）の所要期間等（当期の既済事件）

（単位：件）

所要期間	件数
1 月未満	
1 月以上－3 月未満	
3 月以上－6 月未満	
6 月以上－1 年未満	
1 年以上－2 年未満	
2 年以上	
計	

（単位：件）

所要回数	件数
1 回	
2 回	
3 回	
4 回	
5－10 回	
11 回以上	
計	

（単位：件）

手続実施方法		件数
面談		
面談以外	電話	
	電子メール	
	ファクシミリ	
	文書の送付	
	その他	
小計		

（記載上の注意）

「面談以外」には、面談と併用した場合を含む。

（3）紛争解決等業務の料金等の総額（当期の状況）

（単位：千円）

料金・負担金			
料金額		負担金額	計
苦情処理手続	紛争解決手続		

(4) 紛争解決等業務に関する苦情の件数及び内訳（当期の状況）

（単位：件）

類型	苦情処理手続に関するもの	紛争解決手続に関するもの	その他	合計
指定紛争解決機関の窓口業務に関するもの				
手続実施者又は紛争解決委員の選任の方法に関するもの				
手続実施者又は紛争解決委員の資質・能力に関するもの				
手続の進行に関するもの				
資料の保管・返還、秘密の保持に関するもの				
報酬・費用に関するもの				
苦情処理手続又は紛争解決手続の結果に関するもの				
その他				
計				

（記載上の注意）

苦情の対象類型ごとに整理した上、各類型ごとの苦情件数を記載すること。

12 他の指定紛争解決機関その他の者との連携の状況

--

13 その他特記事項

--

（記載上の注意）

指定紛争解決機関の役員（法人でない団体の代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）、紛争解決委員等の関係者が拘禁刑以上の刑に処せられた場合、逮捕、勾留された場合、刑事事件に関し起訴された場合、重要な不利益処分を受けた場合、指定紛争解決機関が裁判手続の当事者となった場合等に、その概要を記載すること。